

審 議 結 果 速 報

(令和6年10月10日)

陳情6年福祉保健第29号

鳥 取 県 議 会

陳 情 審 議 結 果

令和 6 年 9 月 定例会

陳情（新規）・福祉生活病院常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
6年－29 (R6.8.19)	福 祉 保 健	「手話言語による国歌」策定を求める意見書提出について	採 択 (R6.10.10)

▶陳情事項

我が国において「手話言語による国歌」が策定されていないことは、きこえない・きこえにくい人及びきこえない・きこえにくい子どもが国民の1人として、国歌に触れる機会を奪うことに等しいと言わざるを得ない。

日本で初めて開催されるデフリンピック東京大会開催を来年に控えている中、きこえない・きこえにくい人及びきこえない・きこえにくい子どもを含むすべての国民が一体となって国歌を斉唱することができるようにするためには、「手話言語による国歌」が必要不可欠である。

鳥取県議会におかれては、「手話言語による国歌」策定を求める意見書を国及び政府に提出するよう陳情する。

▶所管委員長報告（R6.10.10 本会議）会議録暫定版

我が国の「国歌」は、「国旗及び国歌に関する法律」において歌詞及び楽曲が定められており、音声による国歌斉唱はごく自然に行われている一方、手話言語でどのように表現するかは法令による定めがなく、行事や手話通訳者ごとに異なった表現がされ、統一されていないのが現状です。きこえない人が、きこえる人と同様に、幼少期から国歌に親しみ、君が代を斉唱できるようにするためには、国において、歌詞の手話言語の表現を検討の上、統一された「手話言語による国歌」を策定することが必要不可欠であると考えます。

そして、日本初開催となるデフリンピック東京大会開催が来年に控えている中、きこえる人、きこえない人すべての国民が、母国の国歌を同じように斉唱できる環境が早急に整備されるべきです。

こうした状況を踏まえ、国に対し、一日も早く「手話言語による国歌」策定が実現されるよう求めていくべきという意見があり、本件陳情は「採択」とすべきものと決定いたしました。

▶陳情理由

我が国の「国歌」は「国旗及び国歌に関する法律」において定められており、国家的行事やオリンピックなどの国際スポーツ大会などにおいて音声による国歌斉唱はごく自然に行われており、国民が国歌に触れる機会は多くある。

その一方で、上記のような場面において、国歌を手話言語で斉唱することはほとんど行われておらず、また、手話言語で国歌をどのように表現するかということについては定められていない。

そのため、聾学校やスポーツ大会主催団体などが、当該行事においてそれぞれ必要に応じて手話言語で国歌斉唱を行っているが、その際の手話言語の表現は、当該表現を考えた人の解釈に委ねられており、手話言語の表現もそれぞれ異なるため、同じ国歌でありながら手話言語の表現は統一されていないのが現状である。

きこえない・きこえにくい人のスポーツの国際総合競技大会の最高峰である「デフリンピック」では、以前から諸外国の選手は、表彰台で自国の手話言語による国歌の斉唱を行っていた。その中で、平成 29 年にトルコ・サムスンで開催された第 23 回夏季デフリンピックにおいて、女子バレーボール競技で日本が優勝した際、日本代表選手が、独自の表現ではあるが、初めて国歌の斉唱を手話言語で行った。このことが国内で大きな反響を呼び、「手話言語による国歌」策定の気運が高まってきた。

これまで我が国で考えられてきた「国歌に手話表現」の多くは、日本語の歌詞に沿って検討されている例が多く、きこえない・きこえにくい人及びきこえない・きこえにくい子どもが国歌に親しみ、国歌を斉唱できるようにするためには、日本語の歌詞の手話言語の表現を検討し、統一された「手話言語による国歌」の策定が必要であると考える。

平成 25 年 10 月 8 日、全国初の「鳥取県手話言語条例」を制定した鳥取県議会が率先して国に働きかけていくことを願います。

▶提 出 者

公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会

現 状 と 県 の 取 組 状 況

9/17 常任委員会資料

福祉保健部（ささえあい福祉局障がい福祉課）

【現 状】

- 1 国歌については、「国旗及び国歌に関する法律」において歌詞及び楽曲が定められているが、手話言語で国歌をどのように表現するかということについては定められていない。
- 2 ろう学校やスポーツ大会等の行事において手話言語で国歌を斉唱する際には、学校や主催団体が各々で手話言語の表現を検討しているため、同じ国歌でありながら行事や手話通訳者ごとに異なった表現がされ、国際大会などでは所属する団体・チームによっても表現が異なる。また、手話言語ではなく、50音を示す指文字で歌詞を1文字ずつ示して表されることもあり、統一されていない。
 <県内ろう学校の状況>
 - ・鳥取聾学校及びひまわり分校ともに、指文字により国歌斉唱を行っている。
- 3 平成29年にトルコ・サムスンで開催された第23回夏季デフリンピックにおいて、日本代表の女子バレーボールチームが優勝した際、選手たちが独自の表現ではあるが手話言語で国歌斉唱を行った様子が動画で全世界に流れ、大きな話題になった。また、令和元年7月には、一般財団法人全日本ろうあ連盟から内閣総理大臣宛に国歌の手話言語の策定について要望書が提出された。
 ※全日本ろうあ連盟：全国47都道府県に加盟団体がある全国のろう者の当事者団体
- 4 全日本ろうあ連盟は、令和2年度スポーツ庁委託事業「障害者スポーツ推進プロジェクト（障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究）」（スポーツに精通した手話通訳者の育成）により、「国歌手話言語試行版」テキスト（令和3年3月発行）及び動画を作成した。作成に当たっては、日本文学専門家や手話言語専門研究機関も加わって、検討部会を立ち上げ、式典における国歌の手話言語訳について検討を行った。
- 5 また、「国歌手話言語試行版」作成中の令和3年2月、全日本ろうあ連盟は、デフリンピック等できこえない・きこえにくい人が手話言語で国歌斉唱ができるよう、当該試行版を踏まえた国歌の手話言語訳の制定と啓発・普及の促進について内閣官房長官に要望を行った。「国歌手話言語試行版」は完成後、全日本ろうあ連盟のホームページにテキスト及び動画が掲載され、周知が図られており、さらに同年4月には、文部科学大臣及び東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣に対しても国歌の手話言語訳の普及に関する要望が行われている。
 <全国の状況>
 - ・令和6年3月、神奈川県議会において、神奈川県聴覚障害者連盟から「手話言語による国歌」策定を求める意見書提出についての陳情が出され、令和6年第1回定例会において、全会一致で了承された。
- 6 令和6年6月、障害児者の情報コミュニケーション推進に関する議員連盟総会において、手話に関する施策の推進に関する法律（仮称）案の成立を目指すことが表明された。

【県の取組状況】

- 1 鳥取県手話言語条例に基づき、鳥取県手話言語施策推進計画を定め、手話言語の普及や手話言語による情報発信を通じたとろう者に対する理解促進、ろう者がコミュニケーションしやすい環境づくりの取組を進めている。
- 2 平成25年11月に、手話が言語として認められ、ろう者が日常生活において安心して手話を用いることができる環境をつくるよう、手話言語

法制定についての要望書を内閣府へ提出した。それ以降、毎年国に要望書を提出し、関係団体とも連携しながら法律の早期制定を目指しており、手話に関する施策の推進に関する法律（仮称）案の動向等についても注視している。

※参考法令：国旗及び国歌に関する法律（平成11年法律第127号）（抜粋）

（国歌）

第二条 国歌は、君が代とする。

2 君が代の歌詞及び楽曲は、別記第二のとおりとする。

別記第二（第二条関係）

君が代の歌詞及び楽曲

一 歌詞 二 楽曲

君が代は

千代に八千代に

さざれ石の

いわおとなりて

こけのむすまで

古 歌
林 広守 作曲



※デフリンピック

- ・耳の聞こえないアスリートを対象とした国際総合スポーツ競技大会。名称はデフ（英語で「耳がきこえない」という意味）＋オリンピックの造語。
- ・4年毎に開催され、令和7年に初めて日本（東京）で開催される。（東京 2025 デフリンピック：令和7年11月15日～26日（12日間））